

令和4年度

第12回一宮市農業委員会総会

議 事 録

と き：令和5年3月28日（火）

ところ：一宮市役所本庁舎1401会議室

一宮市農業委員会

一宮市農業委員会 第12回総会 議事録

令和5年3月28日（火）開催

<議事日程>

日程第1 議事録署名者の選出について

日程第2 第1号議案 農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について

日程第3 第2号議案 一宮市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の見直しについて

第3号議案 農業委員会による最適化活動の目標について

日程第4 提出議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請許可決定について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請許可決定について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請意見決定について

議案第4号 事業計画変更承認意見決定について

議案第5号 買受適格証明願（3条許可）決定について

議案第6号 農用地利用集積計画決定について

日程第5 報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理報告について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出受理報告について

報告第3号 農地法第3条の規定による許可申請許可報告について

<出席委員>

（農業委員：19名）

1 番 山内 磨砂樹	2 番 浅野 豊久
3 番 坂井 利弘	4 番 本多 幸信
5 番 伊藤 真澄	6 番 服田 裕二
7 番 森下 重信	8 番 戸松 勲
9 番 河邊 直喜	10 番 加藤 和敏
11 番 大橋 源一郎	12 番 稲垣 哲夫
13 番 伊藤 真由美	14 番 野田 正広
15 番 浅野 富士男	16 番 武田 金之
17 番 成瀬 宏満	18 番 杉本 ひろ子
19 番 江寄 正雄	

（農地利用最適化推進委員：15名）

1 番 木村 光男	2 番 今井 賢次
-----------	-----------

3 番 鷺津 富夫
5 番 大嶋 茂
7 番 野田 義隆
9 番 (欠席)
11 番 (欠席)
13 番 夫馬 政義
15 番 高橋 紘治
17 番 菱川 善也

4 番 蟹江 勇夫
6 番 柴山 守男
8 番 吉田 善政
10 番 花木 定信
12 番 安藤 均
14 番 川合 一
16 番 後藤 守

<欠席委員>

(農業委員：0名)

(農地利用最適化推進委員：2名)

9 番 土川 猛司

11 番 山中 政勝

<事務局>

事務局長 加藤 勝明
課長補佐 藤原 美乃里

専任課長 角田 篤彦
主 査 神尾 伊吹

<農業振興課>

課長 落合 邦彦
課長補佐 長澤 洋司
主任 坂口 達郎

専任課長 澤田 敦志
主任 平野 智美

開 会 (午後2時00分)

【加藤事務局長】

皆様、こんにちは。

定刻となりましたので、ただいまより「令和4年度第12回目の農業委員会」を開催させていただきます。

はじめに浅野会長より、ごあいさつをいただきますので、よろしくお願いいたします。

【浅野会長】

あいさつ

【加藤事務局長】

この後、総会を開催しますが、総会の議長につきましては、「一宮市農業委員会総会会議規則」第5条の2の規定に基づき、会長が総会の議長となっておりますので、以後の議事の取り回しについて、会長さん、よろしくお願いいたします。

開 会（午後2時05分）

【浅野議長】

それでは、ただいまから、第12回総会を開催いたします。本日の出席委員は、19名中19名出席ですので、会議は成立しております。お手元に配布しております次第に従いまして会議を進めさせていただきます。

はじめに、日程第1「議事録署名者の選出について」をお願いいたします。慣例に従いまして、私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。

議 場 [異議なしの声]

【浅野議長】

異議なしとのことですので、私から指名させていただきます。10番 加藤和敏委員さん、11番 大橋源一郎委員さんのご両名をお願いいたします。

【浅野議長】

続きまして、日程第2「第1号議案 農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について」を議題とします。

本日、市農業振興課の担当職員が同席しておりますので、除外案件につきまして説明をお願いいたします。

【落合農業振興課長】

農業振興課長の落合でございます。本日はお忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本日の第1号議案「農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について」、担当者よりご説明させていただきます。委員の皆様の慎重なご審議を宜しく願います。

【坂口主任】

農業振興課の坂口と申します。宜しくお願いいたします。議案第1号につい

てご説明させていただきます。以後、着座にて失礼いたします。

本議案は、令和4年11月16日から令和5年2月15日までに、各事業計画者より申し出のありました、除外14件の農用地利用計画の変更について記載されています。関係各課との協議の結果、他法令の許認可の見込みがあることを確認しております。資料の見方ですが、1枚めくると見開きで上には配置図が、下には申出者や該当地の詳細図が記載してあります。番号はそれぞれ左上にあり、地図上の緑色は農用地区域内農地、桃色は申出地、黄色は実家や本家、事業地や既存駐車場、茶色は農業用施設用地、青色は一体利用地を示しており、右端の「意見等」の欄は該当する土地改良区等の記載をしております。なお、各土地改良区、農協より、いずれも“やむを得ない”との御意見をいただいています。それでは、個々の説明に移ります。

1番～4番は分家住宅、5番は自己用住宅の計画です。いずれも申出者や家族所有の土地は、本家や実家の所在地や面積狭小等の理由で住宅の建築ができない土地、申出地を含む青地しかなく、周辺土地の売買交渉も不調に終わったため、代わる土地はありません。申出地の立地についても、農用地区域の周辺部や集落からの染み出し的な場所であり、除外はやむを得ないと考えます。

6番は美容院の計画です。申出者は、長年美容師として勤務してきた経験と知識を生かし、自ら店舗を構えることを計画しました。申出者の自宅がある島村地区で、同業者が少ない同地区南部であること、近隣地区とのアクセスがよいことを条件に選定し、本申出に至ったものです。

7番は自己用駐車場です。自宅敷地内に駐車スペースがないため、現在、親族宅敷地を借用し、本人と子(娘)の車2台を駐車していますが、別の計画があり返却を求められたため、仕事で帰宅が遅くなる子や買い物や病院など送迎が必要な両親の乗り降りの安全を考慮し、自宅近くに計画をしたものです。

8番は自己用駐車場です。高齢になってきた申出者を心配し毎日のように通ってくる子(娘)や仕事帰りなどに様子を見に立ち寄る孫、また来客の車を隣地との共有通路に駐車し、隣地の車や駐車している車の出入りに迷惑をかけている状態です。その状態を解消するため、駐車スペースを確保する計画をしたものです。

9番は自己用駐車場です。自宅敷地内の駐車スペースが足りず、本家敷地を借用し、子ども2人の車を駐車し、自宅と本家の間を自転車で行き来しています。仕事上、深夜になることもあるため、行き帰りの安全を考慮し、自宅近くに駐車場を確保する計画をしたものです。

10番は業務用駐車場の増設です。コロナ渦に開店しましたが来客が多く、駐車場が不足するようになりました。対応の思案中に再びコロナ渦となり、席数などを減らし落ち着きましたが、コロナ渦に始めたコーヒー豆のネット販売

が好調で、店舗への来店も増えてきました。また、コロナの収束が見えつつあるため、以前の席数に戻すこと、新たにテラス席を設けることなどを計画したため、不足分を店舗周辺に計画したものです。

1 1 番は業務用駐車場の移設です。現在、借用している従業員用駐車場の土地所有者より、別の計画があり返却を求められたため、従業員の行き帰りの安全を考慮し、事業地周辺で選定し、移転する計画に至ったものです。

1 2 番は資材置場の増設です。解体作業の依頼が一宮市を中心に増えてきましたが、現在所有する資材置場では手狭になってきたため、事業の利便性や資材の盗難防止のため、現資材置場周辺で計画したものです。

1 3 番は資材置場の移設です。現在本社工場で回収した古紙を圧縮加工し、加工したものを資材置場に一旦保管し再生資材として出荷しています。近年、リサイクル意識の高まりから古紙回収の依頼が増え、本社にある処理加工施設が手狭になってきたため、現資材置場に処理加工施設の建設を計画しました。また、現資材置場の一部が公共事業による土地収用の対象地にもなったため、移転先を確保するものです。

1 4 番はガス管用地です。公共事業として、ガス管の埋設・管理するための用地を確保する計画で、場所が農用地区域内農地、いわゆる青地であるため、除外の手続きを進めるものです。

以上、1 4 件の説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

【浅野議長】

ただいま、市農業振興課より説明がありました。

最初に、該当地区の委員さん、現地について、何かご意見があればお願いします。

議 場 [質疑なし]

【浅野会長】

次に、ほかの委員さんから、ご意見・ご質疑がありましたらお願いします。

議 場 [質疑なし]

【浅野会長】

特に意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【浅野議長】

挙手全員と認めます。よって、第1号議案「農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について」は、除外に対しやむを得ないものとさせていただきます。

【浅野議長】

ここで、農業振興課の職員は退席願います。

<市農業振興課職員 退席>

【浅野議長】

続きまして、日程第3を議題とします。

はじめに、第2号議案「一宮市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の見直しについて」を議題といたします。事務局、説明願います。

【角田専任課長】

第2号議案 一宮市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の見直しについて、ご説明させていただきます。

令和5年4月1日施行の改正農業委員会法により、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の作成が、努力義務から必須へと変わり、全ての農業委員会で作成が求められております。また、一宮市農業委員会の「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」は、平成28年に令和5年3月を目標として策定されていることから、法改正を踏まえて改訂を行う必要があるため、見直し案のとおり総会で審議の上、決定願います。改定する指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する「愛知県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」及び、改正基盤法第6条第1項に規定する「一宮市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」を踏まえた農業委員会の長期的な目標として、令和12年末に目指す農地の状況等を示すものです。今後、愛知県の基本方針や一宮市の基本構想の改訂時、農業委員及び推進委員の改選期である概ね3年ごとに検証・見直しを行います。それでは、概要について、目標値を中心に説明させていただきます。お手元のA3資料をご覧ください。左側が「見直し前」、右側が「見直し案」です。なお、この見直し案は、法改正を踏まえ、「全国農業会議所」が示したものを参考にしております。

はじめに、1ページ目の「第1基本的な考え方」につきましては、法改正を踏まえた内容に修正しております。

2ページをお願いします。「第2具体的な目標、推進方法及び評価方法」の「1

遊休農地の発生防止・解消について」(1) 遊休農地の解消目標につきましては、令和5年3月の現状は15ha、3年後の令和8年3月の目標値は12ha、令和12年12月の目標値を10haと設定します。

3ページをお願いします。「2 担い手への農地利用の集積・集約化について」(1) 担い手への農地利用集積目標につきましては、愛知県の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」では、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標として県全体の農用地の利用に占める面積のシェアを80%と設定しており、一宮市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」では、効率かつ安定的な農業経営を営む者(認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者及び集落営農経営)が利用集積(自己所有、借入れ、特定農作業受託)している面積が、地域における農用地に占める面積のシェアの目標を50%と設定しています。令和5年3月の現状は94ha、3年後の令和8年3月の目標値は400ha、令和12年12月の目標値を1250haと設定します。また、参考である「担い手の育成・確保」については、表記載のとおりです。

4ページをお願いします。中段あたり、「3 新規参入の促進について」(1) 新規参入の促進目標につきましては、新規参入の促進目標は、当初指針では目標年(令和5年3月)の新規参入者数を「7経営体」と設定しています。しかし現状は、平成29年に「6経営体」の新規参入があったものの、その後の新規参入者数は毎年「1経営体」に留まっていることから、目標の見直しが必要と考えます。新たな新規参入の促進目標は、愛知県の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」に掲げられた新規就農者の確保目標200人を踏まえ、一宮市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」では年間3人の新規就農者の確保を目標としていることから、新規参入者数「3経営体」、新規参入者取得面積「1ha」と見直します。

5ページをお願いします。中段あたり、第3「地域計画」の目標を達成するための役割につきましては、一宮市において、令和6年度末までに作成される「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくための、一宮市農業委員会の担うべき役割について記載しています。

以上、一宮市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の見直しについて、ご説明させていただきました。よろしくご審議をお願いいたします。

【浅野議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【浅野議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【浅野議長】

挙手全員と認めます。よって、第2号議案「一宮市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の見直しについて」は、原案どおり可決・決定することといたします。

次に、第3号議案「農業委員会による最適化活動の目標について」を議題といたします。事務局、説明願います。

【角田専任課長】

第3号議案「農業委員会による最適化活動の目標について」を、説明させていただきます。

令和4年2月2日付けの農林水産省経営局長通「農業委員会による最適化推進活動の推進等について」に基づき、農業委員会は毎年度、最適化活動の目標を設定し、最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について点検・評価し、農地法第37条の規定によりその結果を公表するとともに、都道府県知事に報告することとされています。今回は「令和5年度の最適化活動の目標の設定等（案）」について、ご審議のうえ決定していただくものです。お手元の（案）をご覧ください。

I. 農業委員会の状況につきましては、令和5年4月1日現在の状況で記載してあります。2ページをお願いします。

II. 最適化活動の目標の1 最適化活動の成果目標(1)農地の集積につきましては、①現状及び課題として、管内の農地面積2,750haに対し、これまでの集積面積94ha、集積率は3.4%です。課題といたしましては、経営規模の拡大を希望する認定農業者等の借り手が少ないこと、分散化したほ場の集積化を図る必要があること、農地中間管理機構の活用により担い手への利用集積を進め、規模拡大や作業効率の向上を図る必要があることを挙げております。②目標につきましては、農地の集積の目標年度を令和12年度、集積率を50%としております。一宮市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」では、効率かつ安定的な農業経営を営む者(認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到

達者及び集落営農経営)が利用集積(自己所有、借入れ、特定農作業受託)している面積が、地域における農用地に占める面積のシェアの目標を50%と設定していることによるものです。当市の集積率は低い状況にありますが、今後も農地中間管理機構の活用により担い手への利用集積を進め、規模拡大や作業効率の向上を図る必要があることから、今年度の新規集積面積を40ha、今年度末の集積面積の累計を134ha、集積率を4.8%と設定します。

次に(2)遊休農地の解消につきましては、①現状及び課題として、令和4年度の利用状況調査に基づく1号遊休農地面積は15ha、うち緑区分の遊休農地面積15ha、黄区分の遊休農地はありません。この緑区分とは、草刈等により耕作することが可能な遊休農地です。また、黄区分とは、基盤整備等の条件整備により再生可能となる遊休農地で、関係機関と協議のうえ工程表を策定することを目標とするものです。課題といたしましては、遊休農地所有者への意向調査を実施し、自ら耕作できない農地を担い手へ結びつけることが必要としております。②目標につきましては、ア既存遊休農地の解消、a 緑区分の遊休農地の解消としては、1号遊休農地面積15haのうち、令和3年度以前からの既存遊休農地は8haで、これを5年間で解消することとされておりますので、令和4年度の解消目標は2haと設定します。また、イ新規発生遊休農地の解消につきましては、前年度(令和4年度)に新規発生した緑区分の遊休農地7haは、翌年に解消することとされておりますので、令和5年度の解消目標は7haと設定します。

次に(3)新規参入の促進につきましては、①現状及び課題として、令和2年～4年の実績を記載しております。課題といたしましては、認定農業者等の地域の担い手の高齢化が進んでおり後継者や就農意欲がある若手が少ないこと、新たに農業経営を開始する際の資金や農地の確保、農業技術の習得等が課題として挙げております。②目標につきましては、上段に過去3年間の権利移動面積として、農地法第3条許可及び農業経営基盤強化促進法に基づき公告された農用地利用集積計画による権利移動面積を記載しております。そのうえで、下段の新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積につきましては、過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上とされておりますので、2haと設定します。

2 最適化活動の活動目標をお願いします。(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標につきましては、1人当たりの活動日数として月7日と設定します。(2)活動強化月間の設定目標につきましては、年間3ヶ月以上の設定を求められております。そのため、記載のとおり、6月、1月、2月を活動強化月間に設定します。(3)新規参入相談会への参加目標につきましては、一宮市・稲沢市・愛知西農業協同組合が共同で開催する、はつらつ農業塾担い手コース説明会への

参加を設定します。

「令和５年度の最適化活動の目標の設定等（案）」についての説明は以上でございます。

【浅野議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はありませんか。

議 場 [質疑なし]

【浅野議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【浅野議長】

挙手全員と認めます。よって、第３号議案「農業委員会による最適化活動の目標について」は、原案どおり可決・決定することといたします。

続きまして、日程第４「提出議案」を議題とします。

はじめに、議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請許可決定について」を議題といたします。事務局、説明願います。

【神尾主査】

事前に郵送いたしました表紙の右肩に提出議案と書いてあります冊子をご覧ください。表紙をめくりまして、１ページをご覧ください。議案第１号について、ご説明申し上げます。本案は、農地法第３条の規定による許可申請です。申請内容は、所有権移転 ２件です。詳細は、２ページをご覧ください。

５４番につきましては、親族間の贈与により所有権を移転されるものです。５５番につきましては、経営拡大のため所有権を移転されるものです。なお、５５番につきましては、持分２分の１についての所有権移転となりますので、残りの２分の１の所有者より、所有権移転に対して同意を得ております。

以上、農地法第３条許可２件につきまして、農地法上の許可要件をすべて満たしており、担当農業委員さんに事前に議案を送付し、現地調査を行っていたいただきましたが、問題等の報告は受けておりません。以後の議案の案件につきましても同様です。宜しくご審議のほどお願いいたします。

【浅野議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はありませんか。

議 場 [質疑なし]

【浅野議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【浅野議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第1号については、原案どおり可決・決定することといたします。

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請意見決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【神尾主査】

提出議案の3ページをご覧ください。

議案第2号は、農地法第4条の規定による許可申請です。申請内容は、自作地転用3件です。詳細は、4ページをご覧ください。

11番から13番につきましては、自己用住宅を建築するものです。都市計画法上の許可につきましては、いずれも建築指導課と調整済みです。また、立地基準である農地区分につきましては、右端の備考欄下段のとおりです。

以上、農地法第4条許可3件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【浅野議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はありませんか。

議 場 [質疑なし]

【浅野議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は、挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【浅野議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第2号については、原案どおり一宮市長に進達することといたします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請意見決定について」、それから、関連がございますので、議案第4号「事業計画変更承認意見決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【神尾主査】

議案第3号と議案第4号について、一括してご説明申し上げます。議案の順番が前後いたしますが、まず、議案第4号からご説明申し上げます。提出議案の12ページをご覧ください。

議案第4号は、事業計画変更承認意見決定についてです。今月の申請は1件です。詳細は13ページをご覧ください。

4番につきましては、新幹線高架橋の大規模改修工事の資材置場として利用するため、令和2年5月18日付けにて、一時転用の許可を受けましたが、工期が延長されたため、再度一時転用の申請を行うものです。今回、事業計画変更承認願いと併せて、新たな農地法第5条の許可申請が提出されております。新たな5条許可申請は、11ページ議案第3号288番として上程されております。

つづきまして、提出議案の5ページをご覧ください。議案第3号について、ご説明申し上げます。本案は、農地法第5条の規定による許可申請です。申請内容は、所有権移転21件、賃借権設定7件、使用貸借権設定2件です。詳細は、6ページから11ページとなります。

6ページの259番から7ページの266番につきましては分家住宅、267番につきましては、店舗を建築するものです。以上9件の都市計画法上の許可につきましては、いずれも建築指導課と調整済みです。268番から10ページの281番につきましては駐車場、282番につきましては駐車場兼資材置場、283番から11ページの286番につきましては資材置場、287番につきましては太陽光発電設備として利用されるものです。288番につきましては資材置場として一時的に利用されます。立地基準である農地区分につきましては、各案件右端の備考欄下段に記載されているとおりです。また、283番の申請地は新川流域にあたりますので、特定都市河川浸水被害対策法上の許可について治水課と調整を行い、許可の見込みがあることを確認し

ております。

以上、農地法第5条許可30件、事業計画変更承認意見決定1件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【浅野議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はありませんか。

議 場 [質疑なし]

【浅野議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【浅野議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第3号、議案第4号については、原案どおり一宮市長に進達することといたします。

次に、議案第5号「買受適格証明願（3条許可）決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【神尾主査】

提出議案の14ページをご覧ください。議案第5号について、ご説明申し上げます。

本案は、買受適格証明願（3条許可）決定についてです。今月の申請は、1件です。詳細は、15ページをご覧ください。

6番につきましては、経営拡大のために所有権を移転する目的で、一宮市が行う公売に参加するために、3条許可の証明の申請をするものです。

以上、買受適格証明願（3条許可）1件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【浅野議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はありませんか。

議 場 [質疑なし]

【浅野議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【浅野議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第5号については、原案どおり可決・決定することといたします。

次に、議案第6号「農用地利用集積計画決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【神尾主査】

提出議案の16ページをご覧ください。議案第6号は、農用地利用集積計画決定についてです。これまで、農地中間管理機構への貸付につきましては、農用地利用集積計画と農用地利用配分計画に分けてご審議いただいておりますが、農地中間管理事業の推進に関する法律と農業経営基盤強化促進法が令和5年4月1日かより改正されることから、利用配分計画は利用集積計画として一括で計画する方式となりましたので、今回の案件から変更することとなりました。詳細は、17ページから18ページとなります。

1番につきましては、愛知県農地中間管理機構を通じて使用貸借権を設定されるものです。

以上、農用地利用集積計画につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【浅野議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【浅野議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【浅野議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第6号については、原案どおり可決・決定することといたします。

次に、日程第5「報告事項」を議題とします。

- ・報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理報告について」
 - ・報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出受理報告について」
 - ・報告第3号「農地法第3条の規定による許可申請許可報告について」
- を一括上程いたします。事務局、説明願います。

【神尾主査】

それでは、事前に郵送いたしました表紙の右肩に報告事項と書いてあります冊子をご覧ください。報告第1号から報告第3号まで一括してご報告申し上げます。表紙をめくりまして、1ページをご覧ください。

報告第1号は、農地法第4条第1項第8号の規定による届出です。今月の報告は、2ページから3ページの7件です。つづきましては、4ページをご覧ください。報告第2号は、農地法第5条第1項第7号の規定による届出です。今月の報告は、5ページから8ページまでの所有権移転15件、賃借権設定1件、使用貸借権設定1件です。つづきまして、9ページをご覧ください。報告第3号は、農地法第3条の規定による許可申請許可報告についてです。今月の報告は、10ページの3件です。

以上、報告第1号から報告第3号まで一括してご報告申し上げました。よろしくお願いいたします。

【浅野議長】

ただいま、事務局の説明が終わりました。報告第1号から報告第3号について、何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【浅野議長】

別段ご意見もないようですので、報告第1号から報告第3号までご承認いただいたものといたします。

【浅野議長】

それでは、以上をもちまして、本日の議案審議を終了します。

本日、皆様に配布しております、議案書3冊につきましては、自席に置いた

ままとして下さいますようお願いします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。

閉 会（午後２時５０分）

上記の議事の経過の要領及び結果を明確にするため、議事録署名者において署名する。

議 長 浅野 豊久

署名者 加藤 和敏

署名者 大橋 源一郎